

年 月 日

岡山県知事 殿

市町村長

老人ホーム入所定員減少届

年 月 日付け 第 号で設置の届出をした次の施設の入所定員を減少するので、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第16条第2項の規定により届け出ます。

施 設 名		
入 所 定 員	現 在	人
	減少後	人
入所定員減少予定年月日	年 月 日	
減 少 す る 理 由		
現に入所している者に対する措置		